

固定資産税の償却資産に関するQ & A

償却資産とは・・・

会社として工場、もしくは、個人で農業、漁業、商店などを経営している方が、その事業のために用いる事ができる機械・器具・備品等をいいます。

なお、「事業のために用いることができる」とは、所有者が自らの事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸付ける場合も含まれます。（漁業権・特許権等の無形減価償却資産や自動車税・軽自動車税の対象である自動車等を除きます。）

お問い合わせの多い質問と、その回答（Q&A）を紹介しています。

1. 償却資産の申告について

問1 償却資産は、具体的にはどのようなものですか？

会社や個人で工場、商店、駐車場、テナントビル、賃貸マンション、太陽光発電(住宅用ソーラーでも出力10kwh以上)などを経営している方が、その事業のためにお持ちの構築物、機械・装置、工具・器具・備品などが償却資産です。土地や家屋と同じように固定資産税の課税対象となります。

問2 いつの時点で、いつ申告すべきですか？

地方税法第383条の規定により毎年1月1日現在所有する資産について、その資産の所在する市町村に申告書を作成し提出していただくこととなります。作成していただいた申告書については、1月31日までに新地町役場税務課に提出してください。

問3 テナントなどに取り付けた設備は、だれが申告をしますか？

テナント等に取り付けた内部造作、電気設備等（特定附帯設備）は、テナント側から償却資産の申告をしていただくこととしています。

申告書が必要な方は、新地町役場税務課固定資産係へ請求してください。

問4 電子申告は可能ですか？

可能です。詳しくは「eLTAX・償却資産」でインターネット検索してください。

問5 事業を行っていますが、償却資産に該当する資産がない場合はどうすればよいですか？

該当する償却資産を所有されていない場合も、その旨を申告して下さい。その際は備考欄等に「該当資産なし」と記載し、申告をお願いします。

問 6 - 1 償却資産の申告をしなかった場合はどうなりますか？

資産を所有している方で正当な理由がなく申告しなかった場合は、地方税法第386条に基づく新地町税条例第75条の規定により過料を科せられる場合があります。また、地方税法第368条の規定により固定資産税の不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので期限内に申告してください。

問 6 - 2 虚偽の申告をした場合はどうなりますか？

虚偽の申告をされますと、地方税法第385条（固定資産に係る虚偽の申告等に関する罪）の規定により罰金等を科せられることがありますのでご注意ください。

問 7 誤って申告した場合はどのようにすればよいですか？

修正申告の提出をお願いします。上部余白に「修正申告」と明記し、修正部分がわかるよう備考欄等にご記入ください。

問 8 法人税・所得税等が非課税の場合でも償却資産の申告は必要ですか？

固定資産税の課税対象となる償却資産を所有している限り、申告が必要です。

問 9 昨年中に、法人が合併や分割をした結果、1月1日現在には償却資産を別の法人に承継しました。その場合はどのような申告が必要ですか？

資産を承継した法人が、別の法人の償却資産の申告をする場合は、申告書備考欄へ合併・分割が分かる事項を記載し、承継した資産が分かるよう種類別明細書（増加資産用）に記載し、申告書とあわせてご提出ください。

また、資産を承継した法人の申告書もご提出をお願いします。

なお、口座振替を登録していた場合は、登録内容が別の法人へ引き継がれませんので、改めて金融機関窓口にて口座振替登録が必要となります。

問 10 税務署に確定申告をしていますが、新地町役場税務課にも申告する必要があるのですか？

それぞれの内容に応じて申告していただく必要があります。確定申告は国税の計算のためのもので、償却資産の申告は町税の固定資産税の計算に必要なものです。

問 11 複数の市町村や他市町村に資産を持っている場合は、どこへ申告すればよいですか？

資産が複数の市町村に所在する場合は、それぞれの資産が所在する市町村ごとに申告書を作成し、各市町村の税務担当窓口へ提出してください。

他市町村にある資産は、新地町では受付ができませんので、資産が所在する市町村へ申告してください。

問 1 2 減価償却を行っていない資産や簿外資産は申告の対象となりますか？

減価償却を行っていない資産であっても、その資産が「事業の用に供することができるもの」であれば、償却資産の申告対象となります。
(漁業権・特許権等の無形減価償却資産や自動車税・軽自動車税の対象である自動車等を除きます。)

問 1 3 少額資産は償却資産の申告の対象となりますか？

次に該当する資産は、申告の対象になりません。

- ①耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満の資産のうち、一時に損金算入する資産。
- ②取得価額が20万円未満の資産のうち、3年間で一括償却した資産。
- ③売買扱いとするリース資産で取得価額が20万円未満の資産

償却方法	取得価格			
	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
個別減価償却	申告必要	申告必要	申告必要	申告必要
①一時損金算入資産	申告不要	申告不要		
②3年一括償却資産				
③売買扱いリース資産				

問 1 4 償却資産申告書が届いたのですが、どうすればよいですか？

新地町では、償却資産をお持ちの方、または事業及び事業所（アパート等含）を新規開設・移転した方へ償却資産申告書を送付しています。

前年中に資産の異動があるときは、この申告書に必要事項を記載して申告をお願いします。

問 1 5 法人税・所得税と固定資産税（償却資産）の取扱の違いは？

下表のとおりです。

項目	法人税・所得税	固定資産税（償却資産）
基準日	事業年度（決算期）	賦課期日（1月1日）
減価償却の方法	定率法、定額法等の選択制度 （建物については定額法）	原則『固定資産評価基準』 によります。
前年中新規取得資産	月割償却	半年償却
圧縮記帳・特別償却 ・割増償却	認められます。	認められません。
評価額の最低限度	備忘価額（1円）	取得価額の5%

2. 償却資産の申告対象について

問1 事務所・倉庫・賃貸アパート等を所有していますが、どのようなものが償却資産となりますか？

建物に付随する償却資産は、一般的に次のような種類があると考えられます。

・事務所・倉庫・賃貸アパート等における資産の例示

構築物	造成工事、駐車場のアスファルト舗装（車止めや白線を含みません）、スロープ、屋外手すり、フェンス、ブロック塀、側溝、壁面文字・看板、外灯、物置、自転車置場、屋外に設置されたガス保管庫・設備等・上下水道の埋設管・給水タンク、太陽光発電パネル（屋根材一体型のものを除きます。）、など
電気・機械設備	受変電設備、インターホンの親機・子機、外灯（屋外配置・配管も含みます）、太陽光発電設備
器具・備品	集合郵便受、自転車ラック、家具付アパートの場合（エアコン・冷蔵庫・テレビ・収納家具等）

問2 店舗・事務所を借りて事業をしていますが、その場合の内装は誰が申告するのですか？

テナント（借主）等が取り付けた内部造作、電気設備等（特定附帯設備）についてはテナント（借主）側から償却資産の申告をしていただくこととしています。

・特定附帯設備の例

木造家屋	外壁、内壁、天井、造作、床、建具、建築設備など
非木造家屋	外周壁骨組、間仕切骨組、外部仕上、内部仕上、床仕上、天井仕上、屋根仕上、建具、建築設備など

問3 建物工事一式で減価償却している場合の対象資産はどのように分ければよいですか？

「建物工事一式」として税務会計上減価償却している場合は、「工事請負見積書」や「工事見取図」等から対象資産を選別し、申告していただくこととなります。詳しくは税務課固定資産係償却資産担当へお問い合わせください。

問4 家庭用にも事業用にも使用する備品類は償却資産に該当しますか？

家庭用として使用する資産であっても事業の用に供する資産であれば、償却資産に該当します。

問5 リース資産は誰が申告するのですか？

リース契約の内容により異なります。

・一般的な賃貸借契約の場合

リース期間終了後、資産が貸主（リース会社等）に返還される場合は、貸主が申告することになります。

借主は償却資産申告書の「15 借用資産（有・無）」欄の「有」に○を記入し、「貸主の名称等」にリース会社等の名称を記入してください。

・所有権留保付割賦販売契約の場合

リース期間中、資産の所有権を貸主にとどめておき、リース期間終了後、借主に無償又は名目的な対価で所有権が移転する場合は、借主が申告することになります。

※なお、リース会計基準の変更に伴い、平成20年4月1日以後に契約を締結する「所有権移転外ファイナンス・リース取引」が税務会計上は売買取引として扱われ、借主が減価償却を行う者になる場合が生じますが、固定資産税（償却資産）では、これまでどおり、リース資産の貸主が法的な所有者とみなされますので、申告時にはご注意ください。

問6 会社の福利厚生施設の設備・備品等も償却資産の対象となりますか？

福利厚生用の資産は、本来の事業の用に直接供されてはいませんが、事業を行うために必要なものとして申告の対象となります。

3. 償却資産の評価・税額について

問1 どのように税額を求めるのですか？

償却資産1点ごとに、次の算式により評価額を計算します。

・前年中に取得したもの

取得価額 × (減価残存率 × 1 / 2) = 評価額

・前年より前に取得したもの

前年度の評価額 × (1 - 耐用年数に応ずる減価率) = 評価額

※減価残存率 = 1 - 耐用年数に応ずる減価率

取得価額の100分の5に相当する額に達するまで毎年この方法により計算し、以降は取得価額の100分の5に相当する額が評価額となります。

次に資産1点ごとの評価額を合計した額を課税標準額（千円未満切捨て）とし、次の算式により税額を計算します。

課税標準額 × 税率 (1.4 / 100) = 固定資産税額 (百円未満切捨て)

詳しくは「耐用年数に応ずる減価率表」でインターネット検索してください。

問2 免税点はいくらですか？

同一市区町村内の課税標準額が150万円（免税点）未満の場合は、固定資産税（償却資産）は課税されません。

なお、償却資産以外の固定資産（土地・建物）を所有しておらず、かつ、償却資産課税標準額が免税点未満の場合は、納税通知書を送付いたしません。

問3 資産の評価には最低限度がありますか？

国税において備忘価格（1円）まで減価償却が認められていますが、地方税での取り扱いとしてはその資産が事業に使用できる状態におかれている限り、課税客体となるため、固定資産税における評価額の最低限度額は取得価額または改良費の額の100分の5に相当する額としています。

問4 耐用年数がわからない場合はどうすればよいですか？

減価償却とは、資産を取得した時から、その資産の使用可能期間の全期間にわたり分割して必要経費としていくものです。その使用可能期間については「法定耐用年数」が財務省令で定められていますので、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の別表をご覧ください。

詳しくは「減価償却資産の耐用年数表」でインターネット検索してください。

問5 納期限はいつですか？

新地町における納期限は次のとおりです。

第1期 4月30日

第2期 7月31日

第3期 10月31日

第4期 12月25日

なお、納期限が土曜・日曜及び祝日の場合は翌開庁日が納期限となります。

また、町税の納付については、安全・確実・便利な「口座振替」を是非ご利用ください。

口座振替登録は新地町内及び相馬市内の金融機関窓口にて、手続をお願いします。

問6 年の途中で閉店した場合はどうなりますか？

固定資産税は、賦課期日（1月1日）に所有する資産について課税されますので、年の途中で閉店し資産を譲渡・処分した場合でも、その年度の固定資産税はお支払いいただきます。

また、翌年度には、閉店し譲渡・処分した資産が減少した旨を記載し償却資産申告書を提出してください。

4. その他全般について

問1 帳簿の提出・実地調査等の依頼が届きました。どうすればよいですか？

新地町では地方税法第353条及び408条に基づき、賦課漏れ資産・評価の誤り等がないかを確認し、適正な課税事務を遂行するため、帳簿の提出依頼や実地調査を行っています。固定資産台帳・減価償却計算書等の帳簿内容と、申告内容の確認をさせていただいておりますので、ご協力をお願いします。

なお、この帳簿調査・実地調査に伴って修正申告をお願いすることがあります。その場合は、現年度から過去5年度分にわたり税額を変更することがありますのでご了承ください。

問2 償却資産について、国税（法人税・所得税）と地方税（固定資産税）との取扱いの違いは何ですか？

評価額（残存価額）の最低限度額などの相違点があります。詳しくは、お問い合わせ下さい。

問3 償却資産の取得価額を算定する場合の消費税の取り扱いについてはどうすればよいですか？

法人税又は所得税の会計処理において、税抜経理方式を採用している場合は消費税を含まない金額となり、税込経理方式を採用している場合は消費税を含んだ金額となります。

問4 耐用年数の過ぎた残存簿価1円まで減価償却がされた資産は申告する必要がありますか？

減価償却が終了した資産であっても事業の用に供することができるものについては申告の必要があります。

なお、地方税での取り扱いとしてはその資産が事業に使用できる状態におかれている限り、課税客体となるため、固定資産税における評価額の最低限度額は取得価額または改良費の額の100分の5に相当する額を最低限度額としています。

問5 毎年の償却資産の申告について、会社の決算期日にあわせて申告書を提出してもよいですか？

会社の決算時期にかかわらず、地方税法第383条の規定により償却資産の申告については、毎年1月1日現在における当該償却資産について、1月31日までに申告しなければならないとなっておりますのでご了承ください。

問6 使っていない資産は償却資産の申告が必要ですか？

未稼働資産や遊休資産は、その休止期間に必要な維持補修を行っている場合や、一時的に休止しているだけでいつでも稼働して事業の用に供することができる状態の場合であれば償却資産として申告の必要があります。

問7 中古資産も申告する必要がありますか？また、耐用年数は？

中古で購入した資産についても、購入価格が10万円を超える場合は申告が必要になりますが、中古資産はすでにある程度の年数に渡って事業の用に供されており、通常の法定耐用年数を適用することが妥当でないと判断される場合が多くあります。

そこで購入者が事業の用に供した時以後の使用が可能である年数を見積もり、その年数を耐用年数とすることができます。また、使用可能年数の見積もりが困難な場合は、「簡便法」により耐用年数を求めます。詳しくは「中古資産の耐用年数（国税庁HP）」でご確認下さい。

問8 未申告（申告をしなかった）の場合は、どうなりますか？

1月31日までに申告が無い場合は、前年度申告書及び現地確認により「みなし課税」を行う場合があります。

その場合の課税標準額及び固定資産税額につきましては、あくまで仮の金額となりますので、償却資産申告があった後に、還付・追徴にて調整されます。

○お問い合わせ

新地町役場 税務課固定資産係（償却資産担当）

住所：〒979-2792 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田30

電話：0244-62-2119 FAX：0244-62-3194